

e-プロジェクト（特定創業支援等事業）について

<e-プロジェクト（特定創業支援等事業）のご案内>

産業競争力強化法に基づく地域における創業の促進を目的として、調布市で創業する方を対象に特定創業支援等事業を行います。この事業は、創業に必要な経営、財務、人材育成、販路開拓に関する知識を習得したと認める方に、習得を証する証明書を発行し、様々な特典を活用していただくものです。

1. e-プロジェクト（特定創業支援等事業）の特典

- (1) 株式会社（合同会社を含む。NPO 法人や一般社団法人、一般財団法人は不可）を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減（資本金の 0.7%→0.35%）されます。
※最低税額 15 万円→7.5 万円、合同会社 6 万円→3 万円。
- (2) 通常創業 2 ヶ月前から対象となる貸付について、事業開始 6 ヶ月前から利用可能になります。
- (3) 日本政策金融公庫の新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げ対象として同資金を利用することができます。
- (4) 小規模事業者持続化補助金を創業枠で申請できます。
- (5) その他、補助金申請の要件となっている場合もあります。

2. 証明書発行の対象者

- (1) 6 ヶ月以内に個人事業主または法人で創業しようとする者で、創業時まで調布市内に住所を有することができること（法人の場合は登記上の本店所在地）。
- (2) 個人事業主または法人で創業後 5 年未満の者で、調布市内に住所を有することができること（法人の場合は登記上の本店所在地）。

3. e-プロジェクト（特定創業支援等事業）の期間

令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日

4. e-プロジェクト（特定創業支援等事業）を活用するうえで必要なこと

特定創業支援等事業を受けて、下記 4 つの知識の習得が必要となります。

- | | |
|--------------|--------------|
| ア 経営に関する知識 | イ 財務に関する知識 |
| ウ 人材育成に関する知識 | エ 販路開拓に関する知識 |

5. 申し込み方法

知識習得のため、相談事業またはセミナー事業を受ける必要があります。
条件は以下のとおりです。

【相談事業の場合】

概ね1ヶ月（4週間）に渡り、4つの知識（経営、財務、人材育成、販路開拓）に関する内容について受講し、2人以上の経営アドバイザーのチェックを経て事業計画書を完成させること。

【セミナー事業の場合】（絶対創活塾）

4つの知識（経営、財務、人材育成、販路開拓）に関するセミナーを受講し、2人以上の経営アドバイザーのチェックを経て事業計画書を完成させること。

6. 証明書交付まで

知識習得が終わりましたら、下記書類を提出してください。

書類を提出していただいてから審査を行います。審査終了後に、証明書をお渡しします。

＜必要な提出書類＞	申請書兼証明書	2枚
	事業計画書	1枚

※申請時に「住民票（写し）」「運転免許証」「登記簿謄本（写し）」「不動産賃貸契約書（仮契約書も含む）」その他をご提示いただき、申請者の住所、もしくは法人の名称、本店所在地を確認いたします。

※申請から証明まで通常1週間程度要しますので、余裕をもってご申請ください。

<e-プロジェクト（特定創業支援等事業）証明書交付された方のご案内>

証明書を受けた方が受けられるメリット

メリット①

株式会社・合同会社の
設立時の登録免許税軽減

資本金の
0.7%⇒0.35%
最低税額
(株) 15万円⇒7万5千円
(同) 6万円⇒3万円

メリット②

保証協会による創業関連保
証の申込み時期前倒し

創業2ヶ月前
⇒事業開始6ヶ月前

メリット③

日本政策金融公庫の「新規
開業・スタートアップ支援
資金」の貸付け利率引き下
げ対象として利用できる

その他

補助金申請の要件となっ
ているもの有り

例)
小規模事業者持続化補助金
(創業枠)
地域創造的起業補助金,
東京都創業助成事業 等

産業競争力強化法に基づく特定創業支援等事業を受け、証明書を発行された方への活用
する留意点をご案内いたします。

会社設立時の登録免許税について

創業前の者又は創業した日以後5年を経過していない個人が、会社を設立する場合には、
登録免許税を軽減することが出来ます。

（減免※1）登録免許税の減免を受けるためには、設立登記を行う際に証明書の原本を
法務局に提出する必要があります。

また、すでに株式会社を営む者であっても、新規性・革新性をもつ新たな事業を開始す
る場合は、新たな株式会社設立時に登録免許税を軽減することができます。

※1 株式会社又は合同会社の場合は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に減免、
（最低税額の場合、株式会社設立は15万円が7.5万円、合同会社設立は6万円が
3万円にそれぞれ減額されます。）

e-プロジェクト 確認シート

e-プロジェクトのご利用にあたり、下記内容をご確認ください。

(1) e-プロジェクト対象者

- ☐ 6 ヶ月以内に個人事業主又は法人で創業しようとする者で、創業時までに調布市内に住所を有することができる（法人の場合は登記上の本店所在地）。
- ☐ 個人事業主または法人で創業後5年未満の者で、調布市内に住所を有することができる（法人の場合は登記上の本店所在地）。（※ 法人成り等の場合、個人事業主の年数も含む。）
- ☐ 開業届（個人事業主）又は会社設立登記（法人）の提出日はいつですか。
（ 年 月 ） 提出済 ・ 提出予定
- ☐ 経営の決定権者であり、暴力団関係者でない。

(2) 証明書の必要理由

- ☐ 登録免許税の軽減（いずれかに○）
 - ・ 株式会社設立希望 ・ 合同会社設立希望（※ NPO 法人や一般社団法人、一般財団法人は対象外）
- ☐ 創業関連保証の特例（創業 2 ヶ月前⇒事業開始 6 ヶ月前から対象）
- ☐ 日本政策金融公庫の新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げ
- ☐ 小規模事業者持続化補助金（創業枠）申請の要件
- ☐ 東京都又は中小企業庁補助金申請の要件

(3) e-プロジェクト受講確認

- ☐ （セミナー事業）絶対創活塾
- ☐ （相談事業）個別面談
（概ね1ヶ月（4 週間）に渡る4回以上の面談。経営、財務、人材育成、販路開拓、事業計画書作成。※所要期間は予約状況等により変動がある旨、あらかじめご了承ください。）

(4) e-プロジェクト事業計画書の提出意思

- ☐ e-プロジェクト受講終了後、事業計画書を提出することが証明書発行の要件であることを理解している。

年 月 日

署名

(_____)